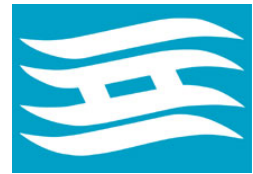


兵庫県公報

平成24年3月2日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 自治振興助成事業特別会計条例の一部を改正する条例（市町振興課）	1
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（新産業情報課）	1
○ 森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（林務課）	2

公布された法令のあらまし

●自治振興助成事業特別会計条例の一部を改正する条例（条例第1号）

地方自治法の一部改正により地方開発事業団が廃止されたことに伴い、地方開発事業団が行う事業を県の助成の対象から除くこととし、所要の整備を行うこととした。

●関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する公益財団法人ひょうご科学技術協会が行う創造的な科学技術の振興を総合的に推進するための事業の円滑な実施を確保するため、科学技術振興基金を設置することとした。

●森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援として、平成14年度から平成23年度までの期限付きで実施されてきた国の森林整備地域活動支援交付金の制度が、平成24年度から平成28年度まで継続して実施されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

自治振興助成事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

自治振興助成事業特別会計条例の一部を改正する条例

自治振興助成事業特別会計条例（昭和45年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第298条第1項に規定する地方開発事業団並びに」を削る。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表新産業創造事業基金の項の次に次のように加える。

科学技術振興基金	創造的な科学技術の振興を総合的に推進するための事業	公益財団法人ひょうご科学技術協会
----------	---------------------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 3 号

森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援事業基金条例（平成14年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。